

病棟内掲示事項

「入院基本料に関する事項」

障害者施設等入院基本料 を算定する病棟

1 日に 18 人以上の看護職員が勤務しています。

【時間帯毎の配置について】

9 : 30～17 : 30

看護職員の 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

17 : 30～9 : 30

看護職員の 1 人当たりの受け持ち数は 30 人以内です。

「食事に関する事項」

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。